



エコマーク料金規定

第1条 本規定は、エコマークに係わる料金を定める。

第2条 料金は、以下の三種類とする。

- ① エコマーク商品認定審査料
- ② エコマーク使用料(年間ライセンス料)
- ③ エコマーク認定証発行料(認定証の再発行・追加発行が対象)

第3条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料の金額は、別表に定め、公表する。

第4条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料は、必要に応じて見直す。

- 2 前項の料金の見直しは、エコマーク事業の公益性に鑑み、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮するものとする。

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/pdf/ryoukinkitei.pdf>

✉info@ecomark.jp

[制・改定履歴]

2012年 4月 1日	制定施行(料金の表を料金規定として再構成、使用料の一部見直し)
2012年10月 1日	改定実施(商品類型 No.503 に係わる料金を追加)
2013年 4月 1日	改定施行(公益財団法人設立)
2015年10月 1日	改定施行(商品認定審査料、使用料、認定証発行料の一部見直し)
2017年 9月 1日	改定施行(商品類型 No.505に係わる料金を追加)
2019年 3月 1日	改正施行(商品類型 No.501、503に係る料金と見直し)
2020年 2月 1日	改正施行(商品類型 No.508 に係る料金を追加)
2020年10月 1日	改定施行(商品類型 No.509 に係わる料金を追加)
2021年 2月 1日	改定施行(商品類型 No.510 に係わる料金を追加)
2022年 3月 1日	改定施行(商品類型 No.511 に係わる料金を追加)
2022年 9月 1日	改定施行(商品類型 No.512に係わる料金を追加)
2025年 4月 1日	改定施行(商品類型 No.513、514 に係わる料金を追加)

別表**①エコマーク商品認定審査料**

別表1.1 別表 1.2 以外の商品類型に係るエコマーク商品認定審査料(「エコマーク商品認定・使用申込書」1通あたり)

審査料(別途消費税)
20,000 円

別表1.2 商品類型 No.501「小売店舗」、商品類型 No.503「ホテル・旅館」、商品類型 No.505「飲食店」、商品類型 No.508「シェアリングサービス」、商品類型 No.509「商業施設」、商品類型 No.510「清掃サービス」、商品類型 No.511「テイクアウト・デリバリー店舗」、及び商品類型 No.512「美容室」、商品類型 No.513「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」、商品類型 No.514「空港ラウンジ」に係る審査料(「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり)

審査料(別途消費税)
40,000 円

ただし、商品類型 No.509「商業施設」において複数の施設を同時に申し込む場合、4 施設目以降の審査料は 20,000 円/施設(別途消費税)とする。

②エコマーク使用料(年間ライセンス料)

別表2.1 別表2. 2 以外の商品類型に係るエコマーク使用料(年間)

エコマーク認定商品の合計売上高区分		使用料(別途消費税)
～	10 万円以下	10,000 円
10 万円超	～ 2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超	～ 5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超	～ 7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超	～ 1 億円以下	100,000 円
1 億円超	～ 1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超	～ 2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超	～ 3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超	～ 4 億円以下	300,000 円
4 億円超	～ 4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超	～ 5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超	～ 6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超	～ 7 億円以下	500,000 円
7 億円超	～ 8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超	～ 10 億円以下	700,000 円
10 億円超	～ 20 億円以下	800,000 円
20 億円超	～ 30 億円以下	900,000 円
30 億円超	～ 40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超	～ 50 億円以下	1,100,000 円

エコマーク認定商品の合計売上高区分		使用料(別途消費税)
50億円超	～ 60億円以下	1,200,000円
60億円超	～ 80億円以下	1,300,000円
80億円超	～ 100億円以下	1,400,000円
100億円超	～ 200億円以下	1,500,000円
200億円超	～ 300億円以下	2,000,000円
300億円超	～ 500億円以下	2,500,000円
500億円超	～	3,000,000円

別表2.2 商品類型 No.501「小売店舗」、商品類型 No.503「ホテル・旅館」、商品類型 No.505「飲食店」、商品類型 No.508「シェアリングサービス」、商品類型 No.509「商業施設」、商品類型 No.510「清掃サービス」、商品類型 No.511「テイクアウト・デリバリー店舗」、及び商品類型 No.512「美容室」、商品類型 No.513「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」、商品類型 No.514「空港ラウンジ」に係る使用料(年間、1事業者あたり)

区分		使用料(別途消費税)
商品類型 No.501 「小売店舗」 商品類型 No.514 「空港ラウンジ」	認定施設数	1～9施設
		10～99施設
		100～299施設
		300～999施設
		1,000施設以上
商品類型 No.503 「ホテル・旅館」	認定施設数	1～9施設
		10～99施設
		100～299施設
		300～499施設
		500施設以上
商品類型 No.505 「飲食店」 商品類型 No.511 「テイクアウト・デリバリー店舗」 商品類型 No.512 「美容室」	認定施設数	1施設
		2～9施設
		10～100施設
		101～500施設
		501～2,000施設
商品類型 No.508 「シェアリングサービス」	シェアする製品の保有数	1～99製品
		100～999製品
		1,000～4,999製品
		5,000～9,999製品
		10,000～49,999製品
		50,000～99,999製品
		100,000製品以上
商品類型 No.509 「商業施設」	当該施設総面積	5,000m ² 未満
		5,000～50,000 m ² 未満
		50,000～100,000 m ² 未満
		100,000～300,000 m ² 未満
		300,000～500,000 m ² 未満
		500,000～1,000,000 m ² 未満
		1,000,000 m ² 以上

区分		使用料(別途消費税)	
商品類型 No.510 「清掃サービス」	ビルメン テナンス 業の年 商	1億円未満	30,000円
		1億円～10億円未満	50,000円
		10億円～20億円未満	100,000円
		20億円～100億円未満	200,000円
		100億円～500億円未満	500,000円
		500億円以上	1,000,000円
商品類型 No.513 「ケミカルリサイクルプ セスによる廃棄物等の化 学原料化プラントおよび その化学製品」	ケミカル リサイク ルプラ ントの年 間処 理能 力	100t未満	100,000円
		100～1,000t未満	200,000円
		1,000～5,000t未満	400,000円
		5,000～10,000t未満	500,000円
		10,000～50,000t未満	600,000円
		50,000～100,000t未満	800,000円
		100,000t以上	1,000,000円

③エコマーク認定証発行料(認定証の再発行・追加発行が対象)

別表3.1 (日本語版、英語版とも1枚あたり)

発行料(別途消費税)
5,000円

以上